ふくしん年金受給者向け金利優遇定期預金「花日和」

令和８年３月２日現在

１．商品名	・ふくしん年金受給者向け金利優遇定期預金「花日和」（スーパー定期）
２．販売対象	・当金庫で年金（公的年金または国民年金基金・厚生年金基金の準公的年金）をお受け取りの方、ならびに新たに当金庫でお受け取りを開始される方（58 歳以上の方で「年金口座予約票」で受取予約をされた方を含みます）
３．期　　間	・１年（定型方式） ・原則自動継続の取扱い ・元金継続扱いのみとする
４．預　　入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１００円以上（年金をお受け取りになっている店舗に限定） ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
６．利　　息 （１）適用金利 （２）利払方法 （３）計算方法	 ・預入時の店頭表示のスーパー定期１年の利率に 0.125％上乗せした利率（ただし、市場動向によっては上乗せ利率が変更となる場合があります） ・この預金のお預け入れ期間中は、当金庫で継続して年金をお受け取りいただくことが必要です（満期到来時の直近の振込月に年金の振込がない場合は、預入時に遡って優遇金利を適用しません） ・固定金利 ・満期日以後に一括してお支払いします ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算
７．税　　金	・利息には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります （平成 25 年１月１日から令和 19 年 12 月 31 日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は 20.315％となります。） （ただし、マル優をご利用の場合は除きます）
８．手 数 料	・なし
９．付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます
10．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧表」の預入期間に応じた中途解約利率にて、預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ・但し、解約日直近の振込月に年金の振込がない場合は、預入時の店頭表示のスーパー定期１年の利率をもとに計算することといたします。
11．金利情報の入手方法	・金利については、窓口までお問い合わせください

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、ふくしんお客様相談室(9 時～17 時、電話:0120－294－864)にお申し出ください。 紛争解決措置　福井弁護士会(電話:0776－23－5255)または金沢弁護士会(電話:076－221－0242)、富山県弁護士会（電話：076－421－4811）、東京弁護士会(電話:03－3581－0031)、第一東京弁護士会(電話:03－3595－8588)、第二東京弁護士会(電話:03－3581－2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ふくしんお客様相談室または全国しんきん相談所(9～17 時、電話:03－3517－5825)にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、ふくしんお客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	・自動継続停止後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・証書式のみ（通帳式での取扱はできません） ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険対象預金を合算して元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます）